

## 公益財団法人政治経済研究所への寄附金について

2011年度の税制改正により、行政庁の証明を受けた公益社団法人・公益財団法人に対する個人の寄附金については新たに「税額控除」の仕組みが加わりましたが、公益財団法人政治経済研究所はその証明を受けました。

これにより、公益財団法人政治経済研究所に対する個人の方の寄附については、確定申告の際、「税額控除」と、従来の特定公益増進法人に対して寄附した場合に適用される「所得控除」の、いずれか一方の選択ができるようになりました。この場合、通常、税額控除の方が控除される額が多くなりますが、総所得金額等により異なる場合がありますのでご確認ください。

また、法人の場合はの寄附については、引き続き特定公益増進法人に対する寄附に適用される、別枠の損金算入をご利用いただくことができます。

### 【個人寄附の場合（所得控除又は税額控除）】

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

#### 《「所得控除」適用の場合》

寄附金額 － 2,000 円 ＝ 所得控除額

↑

総所得金額等の 40%相当額が限度

(例) 年中の総所得金額が 600 万円、寄附金の合計額が 20 万円の場合、20 万円－2,000 円＝19 万 8,000 円が、総所得金額より控除できます。(控除額 19 万 8,000 円は、総所得金額 600 万円×40%＝ 240 万円の限度内となりますので、19 万 8,000 円全額が総所得金額からの控除対象となります。)

#### 《「税額控除」適用の場合》

(寄附金額－2,000 円) × 40% ＝ 税額控除額

↑

総所得金額等の 40%が限度

↑

所得税額の 25%相当額が限度

(例) 年中の総所得金額が 600 万円、所得税額を仮に 48 万円とすると、税額の寄附金の合計額が 20 万円の場合、20 万円－2,000 円＝19 万 8,000 円 × 0.4 ＝ 7 万 9,200 円が、税額より控除できます(控除額 7 万 9,200 円は、所得税額 48 万円×25%＝12 万円の限度内となりますので、7 万 9,200 円全額が税額からの控除対象となります)。